

芸西村議会
会議録

令和4年 第2回 臨時会

(令和4年8月22日)

会 議 録 目 次

令和4年8月22日（月）

出席（欠席）議員・説明のため出席した者・事務局出席者	1
日程第1 仮議席の指定	3
日程第2 議長選挙	3
日程第3 副議長選挙	4
日程第4 会議録署名議員の指名	5
日程第5 会期の決定	5
日程第6 常任委員並びに議会運営委員の選任	5
日程第7 議会広報編集委員の選任	6
日程第8 議席の指定	6
日程第9 議案第38号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認について	6
日程第10 議案第39号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認について	7
日程第11 議案第40号 監査委員の選任（1）について	8
日程第12 議案第41号 監査委員の選任（2）について	8
日程第13 議案第42号 和食財産区管理委員の選任について	9
日程第14 議案第43号 西分財産区管理委員の選任について	11
日程第15 議案第44号 馬ノ上財産区管理委員の選任について	12
日程第16 議案第45号 久重財産区管理委員の選任について	14
日程第17 議案第46号 工事請負契約の締結について	15
日程第18 報告第3号 専決処分の報告について	16
追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出	17

令和4年第2回芸西村議会「臨時会」議事日程①

令和4年8月22日

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

令和4年第2回芸西村議会「臨時会」議事日程②

令和4年8月22日

- 日程第3 副議長選挙
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 常任委員並びに議会運営委員の選任
- 日程第7 議会広報編集委員の選任
- 日程第8 議席の指定
- 日程第9 議案第38号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第2号）の承認について
- 日程第10 議案第39号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認について
- 日程第11 議案第40号 監査委員の選任（1）について
- 日程第12 議案第41号 監査委員の選任（2）について
- 日程第13 議案第42号 和食財産区管理会委員の選任について
- 日程第14 議案第43号 西分財産区管理会委員の選任について
- 日程第15 議案第44号 馬ノ上財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 議案第45号 久重財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 報告第3号 専決処分の報告について

令和4年第2回芸西村議会「臨時会」議事日程(追加)

令和4年8月22日

- 日程第3 副議長選挙
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期の決定
- 日程第6 常任委員並びに議会運営委員の選任
- 日程第7 議会広報編集委員の選任
- 日程第8 議席の指定
- 日程第9 議案第38号 令和4年度芸西村一般会計補正予算(専決第2号)承認について
- 日程第10 議案第39号 令和4年度芸西村一般会計補正予算(専決第3号)承認について
- 日程第11 議案第40号 監査委員の選任(1)について
- 日程第12 議案第41号 監査委員の選任(2)について
- 日程第13 議案第42号 和食財産区管理会委員の選任について
- 日程第14 議案第43号 西分財産区管理会委員の選任について
- 日程第15 議案第44号 馬ノ上財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 議案第45号 久重財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 報告第3号 専決処分の報告について
- 追加日程第1 閉会中の継続調査の申し出

招 集 年 月 日 令和4年8月22日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

1. 仮 議 席

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	岡村 俊彰	○	3	小松 康人	○
4	坂本 史	○	5	仙頭 一貴	○	6	西笛 千代子	欠
7	濱田 圭介	○	8	堀川 友久	○	9	安岡 公子	○
10	山本 俊二	○						

2. 議席の指定後の議席

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	欠	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝渕 孝	副 村 長	池本 尚彦	教 育 長	池田 美延
総 務 課 長	松本 巧	会 計 管 理 者	恒石 浩良	健康福祉課長	都築 仁
土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈	教 育 次 長	佐藤 大輔
総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔	健康福祉課長補佐	常光 紘正
産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順
教育委員会課長補佐	岡村 まきみ				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和4年8月22日(月)

[9:00 開会]

○ 藤川 薫 議会事務局長

おはようございます。議会事務局長の藤川です。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。安岡公子議員が年長の議員ですので、安岡公子議員は議長席へお願いします。

[安岡公子議員:議長席に着席]

皆さん、ご起立願います。礼。
ご着席ください。

〔「おはようございます」の声〕

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。ただいま紹介されました安岡公子です。規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞ、よろしく願いいたします。

《開会》

○ 安岡 公子 議員

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、令和4年第2回芸西村議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《村長挨拶》

○ 安岡 公子 議員

村長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

おはようございます。本日は令和4年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、ここに開会できますことを深く感謝を申し上げます。

まず、議員の皆さまには、この度の村議会議員選挙での栄えあるご当選、誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、心からのお慶びを申し上げます。

さて、皆さまご承知のとおり、日本は今、3年半以上にわたって新型コロナウイルスへの対応に明け暮れております。ここに来て第7波の感染拡大に歯止めがかからず、医療現場や保健所などを中心に極度にひっ迫した状況が続いています。こうしたことから国においては、感染者の全数把握の廃止や法的位置付けの引き下げなどについての議論が始められておりまして、8月下旬にも何らかの新たな方向性が示される予定とお伺いしております。

村としましては、日々変わる複雑な情報を整備し、村民の皆さまにできる限り分かりやすく、そして正確にお伝えをしておりますが、感染防止対策については、村民一人一人が再点検をしていただきまして、気を引き締めて継続していただきますように改めてお願いを申し上げます。

一方で、本村の行政課題を考えますと、こうしたコロナ禍への対応に加えまして、道路網整備の進展を見据えた地域振興や産業振興、福祉施策の充実や学校教育、社会教育の充実、異常気象や南海トラフ地震を想定した災害対策の強化など他にも多くの待ったなしの課題が山積をしております。

つきましては、新体制としてスタートを切られる議員の皆さま方には、これからの4年間、村政発展のためにご尽力され、そしてそれぞれのお立場からお力添えを賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

本日はこの後、議会の組織構成が決定をいたしましたら、新型コロナと災害関連の専決予算の承認と監査委員及び各財産区管理会委員の選任人事案件、工事請負契約の締結議案、専決処分の報告1件をお願いをし

てございます。ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願いをいたしまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

《日程第1》

○ 安岡 公子 議員

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただいま着席の議席とします。

《日程第2》

○ 安岡 公子 議員

日程第2、議長選挙を行います。

暫時休憩します。

[休憩]

執行部は、退席願います。

[執行部：退席]

議員は、議員控室へお集まりください。

[議員：控室に移動。候補者の決意表明]

○ 安岡 公子 議員

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開]

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[局長：議場出入口を施錠]

○ 安岡 公子 議員

ただいまの出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に濱田圭介君及び堀川友久君を指名します。

投票用紙を配ります。

[局長：投票用紙を配付]

○ 安岡 公子 議員

立会人の方は前にお願ひします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の方は前にお願ひします。

○ 藤川 薫 議会事務局長

立会人の方は投票箱の確認に申し訳ないですが、すみません。

○ 安岡 公子 議員

お願ひします。

[局長・立会人：投票箱を点検] [議員・臨時議長に開示]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願ひします。

[各議員：投票]

○ 安岡 公子 議員

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

濱田圭介君及び堀川友久君、開票の立ち会いをお願ひします。

[局長・立会人：開票]

○ 安岡 公子 議員

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票7票、無効投票2票。有効投票のうち、岡村俊彰君7票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票です。

従って、岡村俊彰君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場出入口を開錠]

○ 安岡 公子 議員

ただいま議長に当選された岡村俊彰君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。岡村俊彰君から挨拶を受けることにします。

○ 岡村 俊彰 議長

先ほどの議長選挙により、この度議長に選出されました岡村俊彰です。議員になり2期目という、まだまだ経験不足、勉強不足ではありますが、現役農家と議長の二足の草鞋を履くことになり、大変な面もありますが、全力を尽くして村民の皆さまの負託に答えられるように頑張っております。

昨年度12月定例会において制定されました芸西村議会基本条例に基づき、村民の代表として行政との二元代表制の意味をしっかりと捉え、是は是、非は非として、今後も芸西村の未来を見据え議論をし、方向性を見出すべきであると考えております。

これからの芸西村の課題として、いくつか例を挙げてみますと、教育施設の移転統合、和食ダムの早期完成、和食川河口導流堤問題、またそれに伴う浸水問題、東部自動車道の延伸に伴う車と人の流れなどの変化など、これらの課題を着実に前進させるためにも、私は行政と真正面から向き合い議論を重ねてまいります。

小さくても元気で輝く芸西村のために、議長として、この任期2年間で全力で努めさせていただきますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

○ 安岡 公子 議員

議長と交替いたします。議長は議長席へお着き願います。

[議長：議長席に着席]

[臨時議長：自席に着席]

○ 岡村 俊彰 議長

これからの議事日程は、ただいまお手元に配付のとおりです。

《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、副議長選挙を行います。暫時休憩します。

[休憩]

議員は、議員控室へお集まりください。

[議員：議員控室に移動] [候補者の決意表明]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開]

選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

[議場出入口を施錠]

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に安岡公子君及び山本俊二君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙を配付]

○ 岡村 俊彰 議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[局長・立会人：投票箱を点検] [議員・議長に開示]

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票願います。

[各議員：投票]

○ 岡村 俊彰 議長

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

安岡公子君及び山本俊二君、開票の立ち会いをお願いします。

[局長・立会人：開票]

○ 岡村 俊彰 議長

選挙の結果を報告します。投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票。有効投票のうち、小松康人君9票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は3票です。

従って、小松康人君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場出入口を開錠]

○ 岡村 俊彰 議長

ただいま副議長に当選されました小松康人君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

小松康人君から挨拶を受けることにします。

○ 小松 康人 副議長

皆さん、どうもありがとうございます。副議長にならせていただきました小松康人です。

村民の皆さまのお声を、議長、同僚議員と共に村政に反映させ、よりよい芸西村議会としていきたいと思っております。頑張りますので、ぜひご協力よろしくお願ひいたします。

《日程第4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本臨時会を通じて、1 番岡村星弥君、3 番小松康人君を指名します。

《日程第5》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第5、会期の決定についてを議題にします。本臨時会の会期につきましては、本日1日限りと思いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りと決定しました。

《日程第6》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第6、常任委員並びに議会運営委員の選任を行います。

暫時休憩します。議員は議員控室へお集まりください。

[休憩]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開]

常任委員並びに議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声]

異議なしと認めます。

従って、常任委員並びに議会運営委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員並びに議会運営委員会の委員長、副委員長の互選結果について、報告いたします。

総務常任委員会委員長 濱田圭介君、副委員長 安岡公子君。

経済建設常任委員会委員長 山本俊二君、副委員長 仙頭一貴君。

議会運営委員会委員長 西笛千代子君、副委員長 小松康人君。

以上のとおりです。

《日程第7》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第7、議会広報編集委員の選任を行います。議会広報編集委員の選任については、議会広報規程第4条第3項の規定により、お手元に配付してあります名簿のとおり選任いたします。

議会広報編集委員会の委員長、副委員長の互選結果について、報告いたします。

委員長 岡村星弥君、副委員長 堀川友久君。

以上のとおりです。

《日程第8》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第8、議席の指定を行います。

暫時休憩します。議員は議員控室へお集まりください。

[休憩]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開]

議席は会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定をいたします。

暫時休憩します。議員は議員控室にお集まりください。

[休憩]

[執行部：着席]

《日程第9》

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開]

日程第9、議案第38号令和4年度芸西村一般会計補正予算(専決第2号)の承認についてを議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第38号令和4年度芸西村一般会計補正予算(専決第2号)の承認について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和4年度芸西村一般会計補正予算(専決第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1682万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億402万5千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

(p 6) 55 款 10 項 3 目、総務費国庫補助金 1270 万円の増。

(p 6) 5 目、民生費国庫補助金 412 万 7 千円の増。

続きまして、歳出です。

(p 7) 10 款 5 項 5 目、一般管理費 1270 万円の増。

(p 7) 15 款 10 項 5 目、児童福祉総務費 412 万 7 千円の増。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、住民税非課税世帯や低所得の子育て世帯の生活を支援するため特別給付金が支給されることとなりましたので、国における支給要件や事務手続きの確定後、速やかに支給手続きを進めるため専決予算としたものです。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 38 号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 38 号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第 10》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 10、議案第 39 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 3 号）の承認についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第 39 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 3 号）の承認について説明をいたします。1 ページをお願いします。

令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1787 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 2189 万 5 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。2、歳入。

(p 6) 75 款 5 項 5 目、基金繰入金 1787 万円の増。

続きまして、歳出です。

(p 7) 35 款 10 項 5 目、道路橋梁維持費 1600 万円の増。

(p 7) 15 項 5 目、河川総務費 187 万円の増。

今回の補正は、7 月 5 日に降った大雨により村内各所で発生したがけ崩れ等の被害について、放置しておく危険な箇所があるため、早期に復旧工事を行う必要があることと、和食排水機場の設備に動作不良が見られたため、原因を早期に究明し、必要な対策を講じるため調査に必要な予算を専決処分としたものです。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

1 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

1 番岡村星弥です。令和 4 年度芸西村一般会計補正予算専決第 3 号の承認について、7 ページの 35 款 10

項5目の災害対応工事について、先ほどの説明と重複があると思いますが、内容と詳細を再度お聞きしたいです。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長
岡村議員の質疑にお答えいたします。災害対応工事 1600 万円につきまして、7月5日の大雨で発生しました早期に対応が必要な災害復旧工事になります。
芸西中学校から極楽団地へ通じます村道赤野線の土砂崩れの復旧や、村内各地で発生しました水路や道路への土砂崩れの取り除き及び復旧に要するものになります。

○ 岡村 俊彰 議長
他に質疑はありませんか。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第39号を採決します。
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

《日程第11》

○ 岡村 俊彰 議長
日程第11、議案第40号監査委員の選任（1）についてを議題にします。
提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長
議案第40号についてご説明を申し上げます。議案第40号監査委員の選任（1）については、地方自治法第196条第1項の識見を有する者のうちから選任をする芸西村監査委員について、議会の同意を求めるものでございます。
選任したい者の氏名は池田廣、住所及び生年月日は記載のとおりで、任期は令和4年8月27日から令和8年8月26日までです。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第40号を採決します。
本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第12》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 12、議案第 41 号監査委員の選任（2）についてを議題にします。

地方自治法第 117 条の規定により、除斥事項に該当すると認められますので、濱田圭介君の退場を求めます。
〔濱田圭介議員：退場〕

○ 岡村 俊彰 議長

提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

議案第 41 号についてご説明申し上げます。議案第 41 号監査委員の選任（2）については、地方自治法第 196 条第 1 項の議員のうちから選任をする芸西村監査委員について、議会の同意を求めるものでございます。

選任したい者の氏名は濱田圭介、住所及び生年月日は記載のとおりで、任期は自治法の定めにより議員の任期によるとなっております。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 41 号を採決します。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 41 号は原案のとおり同意することに決定しました。

濱田圭介君の除斥を解きます。

〔濱田圭介議員：着席〕

《日程第 13》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 13、議案第 42 号和食財産区管理会委員の選任についてを議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

議案第 42 号和食財産区管理会委員の選任についての提案理由をご説明を申し上げます。この議案は、和食財産区管理会委員の選任について、芸西村財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任したい者の氏名は、横田健一、小松公孫、竹内強、高松道男、宮崎義明、高松伸夫、坂本任弘、以上の 7 名でございます。生年月日、住所は記載のとおりで、任期が令和 4 年 8 月 27 日から令和 8 年 8 月 26 日まででございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

なお、本議案は、議案としては 1 件ですが、その内容は 7 件ありますので、任命同意については、議案の記載順に、お一人ずつ 7 回に分けて採決します。

横田健一氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

横田健一氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、横田健一氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、小松公孫氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

小松公孫氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、小松公孫氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、竹内強氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

竹内強氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、竹内強氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、高松道男氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

高松道男氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、高松道男氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、宮崎義明氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

宮崎義明氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、宮崎義明氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、高松伸夫氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

高松伸夫氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、高松信夫氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、坂本任弘氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

坂本任弘氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、坂本任弘氏の選任に、同意することに決定しました。

以上で、議案第42号の採決を終わります。

《日程第14》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第14、議案第43号西分財産区管理委員会委員の選任についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

議案第43号西分財産区管理委員会委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。この議案は、西分財産区管理委員会委員の選任について、芸西村財産区管理条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

選任したい者の氏名は、岡村昌孝、佐藤泰史、白石修三、都築博之、籠谷英彰、公文基嗣、都築英明、以上の7名でございます。生年月日、住所は記載のとおりで、任期が令和4年8月27日から令和8年8月26日まででございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

なお、本議案は、議案としては1件ですが、その内容は7件ありますので、任命同意については、議案の記載順に、お一人ずつ7回に分けて採決します。

岡村昌孝氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

岡村昌孝氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、岡村昌孝氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、佐藤泰史氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

佐藤泰史氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、佐藤泰史氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、白石修三氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
白石修三氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、白石修三氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、都築博之氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
都築博之氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、都築博之氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、籠谷英彰氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
籠谷英彰氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、籠谷英彰氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、公文基嗣氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
公文基嗣氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、公文基嗣氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、都築英明氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
都築英明氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、都築英明氏の選任に、同意することに決定しました。
以上で、議案第 43 号の採決を終わります。

《日程第 15》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 15、議案第 44 号馬ノ上財産区管理会委員の選任についてを議題にします。
提案者の提案理由の説明を求めます。溝淵村長。

○ 溝淵 孝 村長

議案第 44 号馬ノ上財産区管理会委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。この議案は、馬ノ上財産区管理会委員の選任について、芸西村財産区管理条例第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任したい者の氏名は、岡村光剛、竹崎孝夫、山内澄夫、下司良介、伊東尚彦、岡村憲一、岡村真吾、以上の 7 名でございます。生年月日、住所は記載のとおりで、任期が令和 4 年 8 月 27 日から令和 8 年 8 月 26 日まででございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

なお、本議案は、議案としては 1 件ですが、その内容は 7 件ありますので、任命同意については、議案の記載順に、お一人ずつ 7 回に分けて採決します。

岡村光剛氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

岡村光剛氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、岡村光剛氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、竹崎孝夫氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

竹崎孝夫氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、竹崎孝夫氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、山内澄夫氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

山内澄夫氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、山内澄夫氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、下司良介氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

下司良介氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、下司良介氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、伊東尚彦氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

伊東尚彦氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、伊東尚彦氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、岡村憲一氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

岡村憲一氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、岡村憲一氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、岡村真吾氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから採決します。

岡村真吾氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、岡村真吾氏の選任に、同意することに決定しました。

《日程第 16》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 16、議案第 45 号久重財産区管理会委員の選任についてを議題にします。

提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

議案第 45 号久重財産区管理会委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。この議案は、久重財産区管理会委員の選任について、芸西村財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任したい者の氏名は、大野志津子、山中啓郷、坂本計三、以上の 3 名でございます。生年月日、住所は記載のとおりで、任期が令和 4 年 8 月 27 日から令和 8 年 8 月 26 日まででございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

なお、本議案は、議案としては 1 件ですが、その内容は 3 件ありますので、任命同意については、議案の記載順に、お一人ずつ 3 回に分けて採決します。

大野志津子氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
大野志津子氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、大野志津子氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、山中啓郷氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
山中啓郷氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、山中啓郷氏の選任に、同意することに決定しました。

続きまして、坂本計三氏の選任について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから採決します。
坂本計三氏の選任同意に、賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、坂本計三氏の選任に、同意することに決定しました。
以上で、議案第 45 号の採決を終わります。

《日程第 17》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 17、議案第 46 号工事請負契約の締結についてを議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第 46 号について説明をいたします。工事請負契約の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1、契約の目的 令和 4 年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業 千原排水機場No.1 主ポンプ分解整備工事。2、契約の方法 随意契約。3、契約金額 5610 万円。4、契約の相手方 香川県高松市林町 2507 番 2 石垣メンテナンス株式会社四国支店 支店長 大井崇司でございます。

関連資料を 2 ページ以降につけております。2 ページをお開き下さい。

3、工事の概要。老朽化により作動不良を起こす可能性のあるNo.1 主ポンプについて、分解整備を実施し、安定運転を図るものであります。

6、随意契約の理由。本主ポンプ設備は、機器の構造が各社で異なり、各社独自の技術・手法で製造されております。そのため、改修する機器類と既存設備とが一体のシステムとして機能させる必要があり、当初施工した業者でなければ施工が不可能であります。さらに、本工事を他社が施工した場合には、故障時における責任が不明確になる恐れがある。根拠法令といたしまして、地方地自法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定の適用となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭です。工事請負契約書の内容について質疑をしたいと思います。随意契約での工事ということですが、これは、ポンプの分解整備ということで、オーバーホールと、ポンプのオーバーホールというような受け止め方をしていますが、これは計画的に行っていくためのものでしょうか。また、当村にはポンプは他にも台数あります。計画があるのであれば、その計画をお聞かせください。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

仙頭議員の質疑にお答えします。この事業につきましては、建設から 30 年を超えます和食排水機場のポンプ設備の整備を令和 2 年度から令和 5 年度にかけまして、国や県から補助金を受けて行うものです。令和 5 年度につきましては、和食排水機場の No. 2 主ポンプの分解整備工事を予定しております。

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質疑をしたいと思います。先月の大雨により、当村でも水没した箇所が出ています。ポンプがいごかないとなると、はっきり言って話になりません。このように計画的にメンテナンスをしていただき、有事にはポンプが機能し、災害を少しでも減らせるような努力をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

仙頭議員のご質問にお答えしたいと思います。ポンプの不良箇所につきましては、早期の復旧に向けまして努めてまいりますので、ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 46 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

全員挙手です。

従って、議案第 46 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 18》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 18、報告第 3 号専決処分の報告についてを議題にします。村長より、お手元に配付しましたとおり、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分の報告が提出されております。この際、報告について

の説明を求めます。都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

報告第3号専決処分報告について。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されています事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

この専決処分は、令和2年度の母子保健衛生費国庫補助金の返還の支払い遅延による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づいて行ったものです。支払いの相手方は厚生労働大臣で、損害賠償の額といたしましては101円でございます。

次に、内容及び経過について、ご説明させていただきます。令和4年4月15日付けで届きました令和2年度母子保健衛生費国庫補助金返還金の納入通知書を収受し、納付期限が令和4年6月27日であったことを確認の上、返還金について令和4年6月議会定例会で11万3000円を予算化いたしました。その後、6月9日に補正予算について議決をいただきました。本来であれば、その後速やかに支払い手続きを取らなければならないところ失念しており、6月30日に支払い手続きを行っていないことが判明しました。そこで、直ちに県担当課へ対応を確認し、速やかに支払い手続きを行いました。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項の規定により返還金11万3000円の未納に対し、納入期限翌日の6月28日から30日までの3日間につき年10.95%の割合で計算した延滞金101円が生じることになりましたので、同日6月30日に専決処分し、延滞金を支払いました。

今回、監督不行届きでこのような事故を起こし、誠に申し訳ございませんでした。今後には置きましては、公文書の取扱規定を順守するとともに注意を促し、再発防止に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で報告を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長

お諮りします。先ほど各常任委員会並びに議会運営委員会より閉会中の継続調査申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

〔休憩〕

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開〕

《追加日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

追加日程第1、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会並びに議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもって、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和4年第2回芸西村議会臨時会を閉会します。

[11:40 閉会]